

株式会社 ヤ マ ヤ
有料職業紹介事業許可番号
0 1 - ユ - 3 0 0 7 0 0

払戻金制度について

◆ 払戻金に関する事項

弊社の紹介により就職した特定技能者が本人の責に帰すべき事由により、入社後 1 年以内に退職して雇用が終了した場合、受領した紹介手数料のうち次の割合を受入機関(特定技能所属機関)に払い戻すものとする。

- | | |
|----------------------------|-----|
| (1) 入社後 6 ヶ月以内に退職した場合 | 50% |
| (2) 入社後 6 ヶ月超 1 年以内に退職した場合 | 25% |